

第 7 回

音更町介護保険事業等運営協議会議案

日 時 平成 21 年 1 月 20 日 (火) 午後 7 時
場 所 役場庁舎 1 F 103・104 会議室

会議次第

会議録署名委員の指名【会長の指名 2名】

議案第1号 第4期おとふけ生きいきプラン21（素案）について

その他

おとふけ 生きいきプラン21(素案)

【第4期音更町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画】

音更町

目 次

基本構想	
1 計画策定の趣旨	1
2 性格と位置づけ	1
3 基本指標の設定	2
4 基本方針	3
5 計画の推進	6
計画の施策体系	7
第1章 健康で生きいきと暮らせるまちづくり	
1 基本的な考え方	1 3
2 施策の方向と事業	1 3
第2章 生きがいのある充実した暮らしができるまちづくり	
1 基本的な考え方	1 6
2 施策の方向と事業	1 6
第3章 快適に暮らせるまちづくり	
1 基本的な考え方	1 8
2 施策の方向と事業	1 8
第4章 ふれあいのあるまちづくり	
1 基本的な考え方	2 0
2 施策の方向と事業	2 0
第5章 安心して暮らせるまちづくり	
1 基本的な考え方	2 1
2 施策の方向と事業	2 1
第6章 サービスの目標値	
1 基礎数値の推計	3 2
2 サービス目標量の設定	3 6
第7章 介護保険料	
1 介護保険費用の推計	4 3
2 介護保険料の設定	4 6

基 本 構 想

1 計画策定の趣旨

わが国では、少子高齢化が急速に進み、団塊の世代が65歳以上となる平成27年には、高齢者の割合が、国民のほぼ4人に1人になると予想されており、本町においても、年々高齢化率が上昇をつづけるものと予想しております。

これから到来する超高齢社会では、健康な高齢者が増える一方、ひとり暮らしや認知症高齢者が増加することで、介護に対する需要がますます高まってくるものと考えており、高齢者も社会を支える一員として、生きがいを持って健康で生きいき暮らせるよう、健康づくりや介護予防の取り組みがより一層重要になるとともに、たとえ介護が必要になったときでも、高齢者の尊厳が保持され、誰もが安心して暮らせる社会づくりを推進していく必要があります。

「音更町高齢者保健福祉計画」は、このような状況を踏まえ、今後も着実に進展する高齢化に対応した音更町が取り組むべき高齢者施策を明らかにするものです。

また、「音更町介護保険事業計画」は、介護保険制度の円滑な運営を計画的に実現するために定めるものです。

本町では、平成12年度の介護保険制度の導入に伴い、的確かつ十分な介護サービスを効率的に提供する体制づくりが必要となったことから、密接な関係にある従来からの高齢者保健福祉施策と介護保険事業の目標を定めることを目的として、両計画を一体のものとし、「音更町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画(総称:おとふけ生きいきプラン21)」を策定してきており、今回が第4期の計画となります。

計画では、第1号保険者等に対して実施した、介護サービス利用意向等のアンケート調査による意見、要望等を把握し、前計画の実施状況や介護サービスの利用実績などその内容を分析評価したうえで、平成18年の医療制度改革による療養病床の再編成などの社会情勢の変化や今回の介護報酬の改定を踏まえ、平成21年度から平成23年度までの3年間の計画を策定するものです。

なお、計画の柱となる基本方針を継承するとともに、計画期間内に取り組むべき重点施策を掲げ、高齢者全般にわたる施策を計画的に推進します。

2 性格と位置づけ

(1) 計画の性格

この計画は、21世紀の本格的な高齢社会に対応した保健・医療・福祉・介護の施策を総合的に推進していくための指針であり、第4期音更町総合計画(計画期間:平成13年度から平成22年度までの10年間)を基本とし、今後3年間に取り組む施策、事業、目標量等を具体的に示すものです。

(2) 計画の位置づけ

この計画は、老人福祉法第 20 条の 8 の規定に基づく「老人福祉計画」に高齢者保健施策を包括した「高齢者保健福祉計画」と介護保険法第 117 条の規定に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定したものであり、「第 4 期音更町総合計画」の部分計画として位置づけるものです。

(3) 計画の期間

この計画の期間は、第 1 期及び第 2 期においては 5 年間とし、介護保険事業運営期間に当たる 3 年ごとに見直しを行ってきたところですが、平成 17 年の介護保険法第 117 条の改正により、市町村介護保険事業計画の期間が 3 年となったことから、第 3 期計画は、平成 18 年度から平成 20 年度までの 3 年間で策定し、第 4 期計画においても、平成 21 年度から平成 23 年度までの 3 年間で策定するものです。

(4) 圏域の調整

この計画は、本町独自の計画ですが、広域的な観点で推進すべき事業については、十勝高齢者保健福祉圏域内市町村の計画と整合性を図ります。

3 基本指標の設定

この計画は、平成 27 年の高齢者介護の姿を念頭に、平成 26 年度までに実現する目標を立てた上で、そこに至るまでの中間段階として第 4 期計画を位置づけ、基本となる総人口、高齢者人口等を次のように想定します。

年 度	総人口 (人)	40 ~ 64 歳 (人)	前 期 高 齢 者 (65~74 歳)人口		後 期 高 齢 者 (75 歳~)人口		高 齢 者 人 口 計	
			人口(人)	比率(%)	人口(人)	比率(%)	人口(人)	比率(%)
平成 21 年度	45,129	14,983	5,155	11.4	4,639	10.3	9,794	21.7
平成 22 年度	45,479	15,018	5,315	11.7	4,783	10.5	10,098	22.2
平成 23 年度	45,731	15,064	5,464	11.9	4,917	10.8	10,381	22.7
平成 24 年度	45,982	15,110	5,664	12.3	5,096	11.1	10,760	23.4
平成 25 年度	46,231	15,155	5,888	12.7	5,299	11.5	11,187	24.2
平成 26 年度	46,483	15,200	6,116	13.2	5,505	11.8	11,621	25.0

4 基本方針

(1) 基本理念

この計画は、高齢者が「健康で生きがいを持ち、安心して暮らすことのできるまちづくり」を目指し、「人間性の尊重」と「自立・共生・連帯」を基本理念として推進します。

(2) 基本目標

この計画の基本理念を実現するため、次の基本目標を設定します。

健康で生きいきと暮らせるまちづくり

誰もが迎える高齢期を健やかに生きいきと暮らすためには、日頃から健康的な生活習慣を身につけることが重要です。

加齢に伴う身体機能の低下や疾病、生活上の障害は必然的な現象ですが、健やかに暮らせる期間をできるだけ長く保てるよう、健康の保持・増進を図るための施策を充実し、生涯にわたる健康づくりを積極的に推進します。

また、疾病の予防や地域リハビリテーションを充実し、寝たきりや認知症の防止など介護予防対策を重点的に推進するとともに、高齢者はもとより全ての町民が安心して気軽に利用できる地域に密着した保健・医療体制の確立に努めます。

生きがいのある充実した暮らしができるまちづくり

高齢期を心豊かに過ごすためには、積極的に社会活動に参加し、長年培った知識や経験を生かしていくことが重要です。

高齢者が地域社会の一員としての役割を果たしながら、芸術、文化、スポーツ等の活動に積極的に参加し、人生に刻まれた年輪に一層の輝きを加えるために、自らの可能性をさらに追求する活力ある地域づくりを進めます。そのため、自主的に生きがいを創りあげる組織的な活動を支援するとともに、趣味や学習、地域活動、就労等の機会拡充に努めます。

快適に暮らせるまちづくり

高齢社会に向けたまちづくりは、自然環境、生活環境、都市環境を保健・福祉の視点から捉え、高齢者や障害者の生活形態や行動能力に応じた安全で快適な環境を整えることが重要です。

高齢者や障害者に住みよいまちは、すべての人が住みよいまちであることを認識し、思いやりとやさしさにあふれるまちづくりを推進します。

ふれあいのあるまちづくり

高齢者は、日常生活の大半を家庭や地域で過ごしており、地域社会は高齢者にとって生活の基盤です。

高齢者が、住み慣れた家族や地域社会の中で可能な限り生活を続けていくためには、日常的に人々とのふれあいを深めることが重要です。

そのため、高齢者自身を含めたすべての人々が共通理解のもと、無理なく支援に参加し、また、支援を受ける意識を醸成するとともに、誰もが老いを自らの問題として捉え、それぞれの世代や立場にふさわしい役割を担いつつ、地域全体で高齢者を支えあう環境づくりを推進します。

安心して暮らせるまちづくり

高齢者は、介護が必要な状態になったとしても、家庭や地域において一人の人間として尊厳が大切にされ、日々安らかに過ごすことを願っており、核家族化や女性の社会参加が進み、家族が介護のすべてを担うことが現実的に困難な現代社会の中で、高齢者本人やその家族が希望するサービスを気兼ねなく利用でき、さらには、介護者の身体的、精神的負担を軽減し、安心して在宅生活を続けるための体制の確保が重要です。

そのため、居宅サービスと施設サービスを両輪として、従来からの介護サービスの一層の充実を図るため、地域包括支援センター体制を強化し、地域における包括的・継続的なケアマネジメントの支援、総合相談・支援や介護予防ケアのマネジメントに積極的に取り組み、要介護状態の軽減、悪化の防止や要介護状態となることの予防、認知症対策を推進します。また、地域における継続的な支援体制を確立するため地域密着型サービスの提供体制を整備するほか、より重度の要介護者に重点を置き、かつ、在宅での生活に近い施設サービスを推進するなど、介護ニーズに対応できるサービスの基盤整備とその質的向上を官民協働で進めます。

(3) 重点施策

この計画において、重点的に取り組む施策を次のとおり掲げます。

1 介護サービス基盤の整備

高齢者が介護を必要とする状態となっても、可能な限り住み慣れた地域や環境の中で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう在宅生活を支援するサービスの充実に努めるとともに、地域密着型サービスの充実を図り、医療療養病床の再編に伴う体制整備を進めるなど、居宅・施設サービス両面における基盤整備を推進します。

2 介護予防の推進

健康で生きいきした生活を送るための健康づくりや介護予防、閉じこもりを防止する生活支援など積極的な施策を推進します。

また、要介護状態になる前から要支援等に至るまでの高齢者に対し、連続的に一貫性を持ったマネジメントによる介護予防を実施し、要介護状態の発生や悪化を抑える対策を推進し、介護予防事業の評価事業を行い、介護予防の効果を検証します。

3 認知症高齢者支援対策の推進

認知症高齢者に対し、専門的観点から適切なアセスメントを行うとともに、地域住民等に対する認知症に対する理解促進を図り、認知症高齢者共同生活介護の充実など高齢者の尊厳を支える継続的な支援体制を図ります。

4 地域生活支援体制（地域ケア体制）の整備

高齢者が介護や何らかの支援が必要になっても、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう利用者一人ひとりの生活支援ニーズに応じた包括的かつ継続的マネジメント体制を構築し、総合相談・支援の強化と介護予防マネジメントの適切な実施に取り組みます。

5 高齢者の積極的な社会参加

明るく活力に満ちた高齢社会を確立するため、高齢者自身が地域社会の中で自らの経験と知識を活かし積極的な役割を果たしていく社会づくりに努めます。

6 高齢者の権利擁護

高齢者が抱える問題の早期発見のための取り組みその他権利を擁護するために必要な援助に努めます。

5 計画の推進

(1) 役割分担

本計画の推進に当たっては、行政や医療機関、介護サービス事業者、社会福祉団体、民生委員、ボランティア、地域等がそれぞれの役割を分担し、社会全体で高齢者を支えることが必要です。

そのため、音更町地域ケア会議を核として地域のネットワークづくりを進め、相互に情報を共有することによって、意志疎通の円滑化を図り信頼関係の構築を基に、それぞれが持つ資源や供給能力に応じた役割分担を推進します。

(2) 計画の進行管理

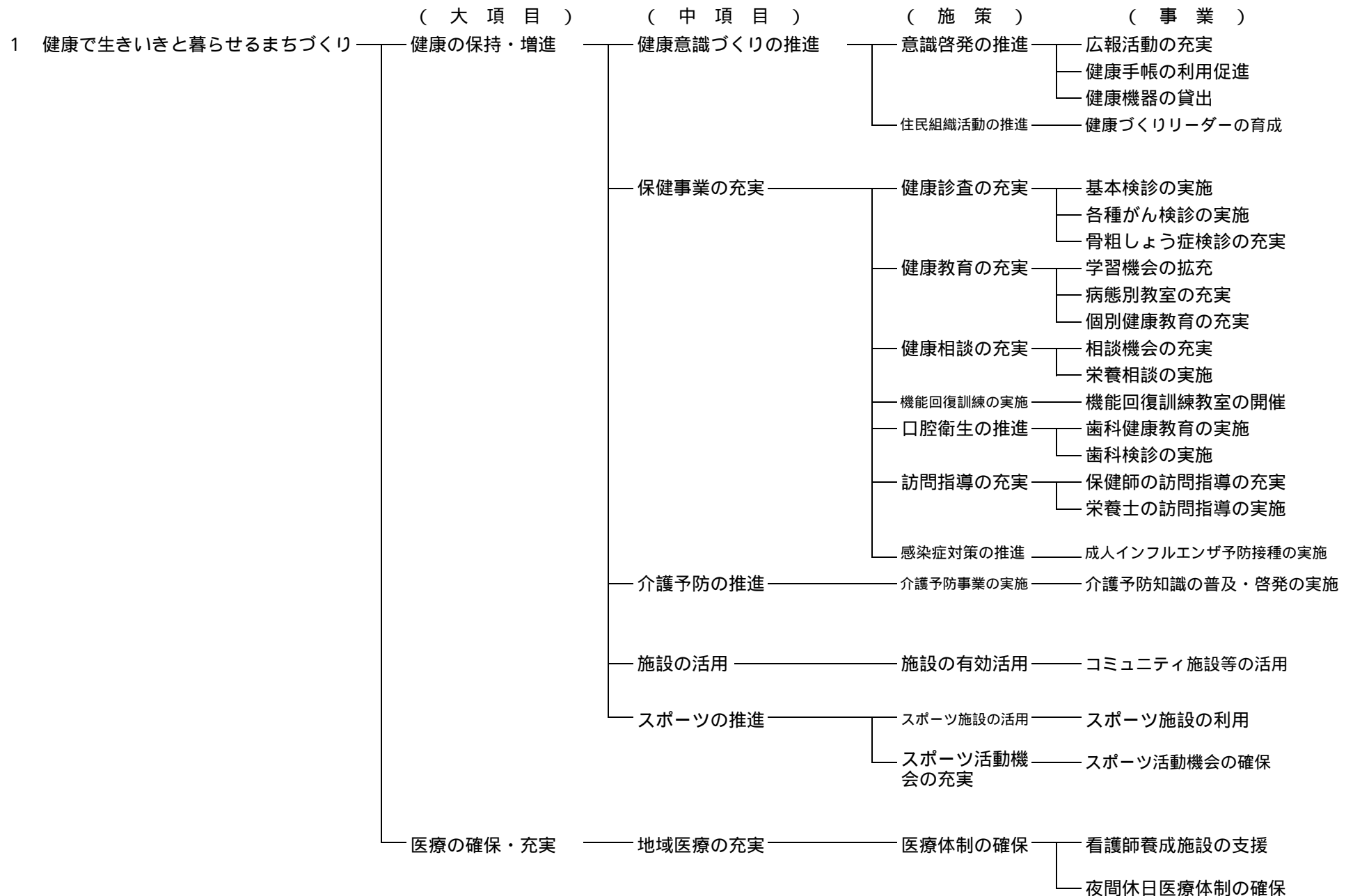
この計画は、医療・保健・福祉分野の識見者及び介護保険の被保険者で構成する音更町介護保険事業等運営協議会において、定期的に進捗状況等を把握するとともに、次期計画の策定に向けた取り組みを進めます。

なお、庁内で組織する高齢化対策推進会議及び高齢化対策検討委員会で、諮問する内容等について、研究・検討を行います。

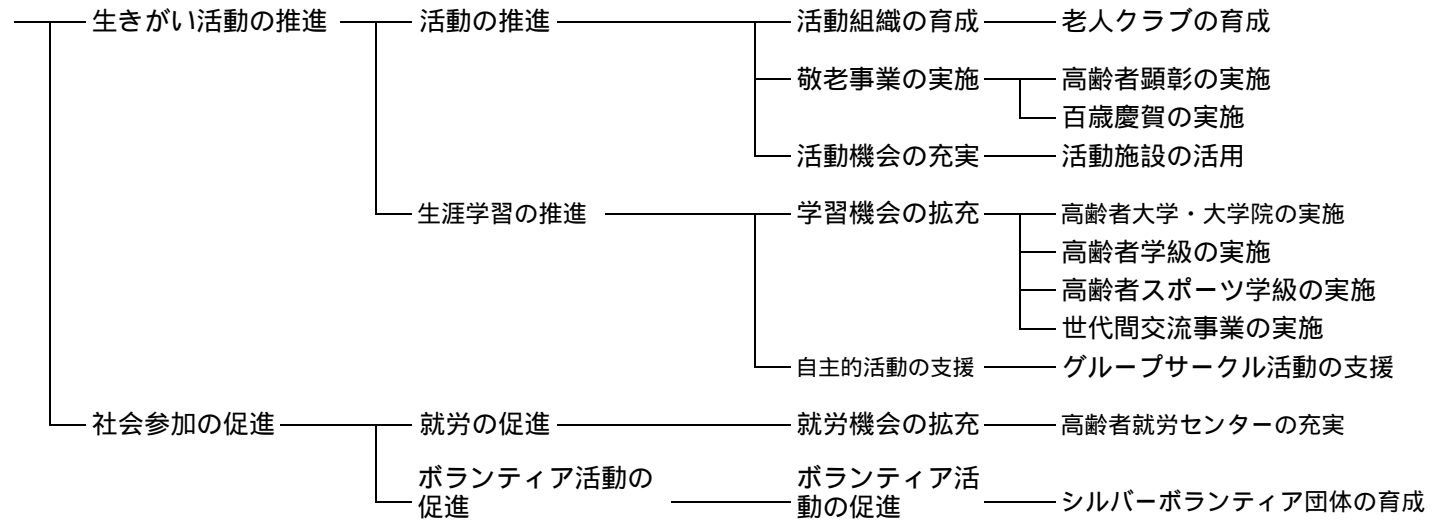
第 3 章 計 画 の 施 策 体 系

基本目標の実現を目指し、次のとおり計画の施策体系を設定します。

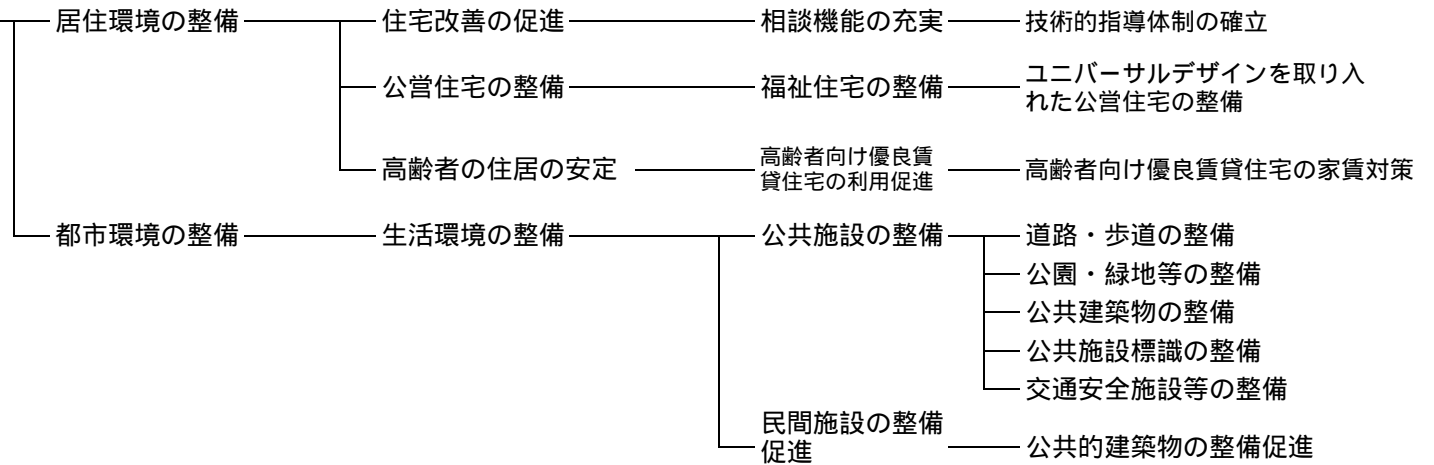
< 印は、現計画と比較し向上を図る事業 >



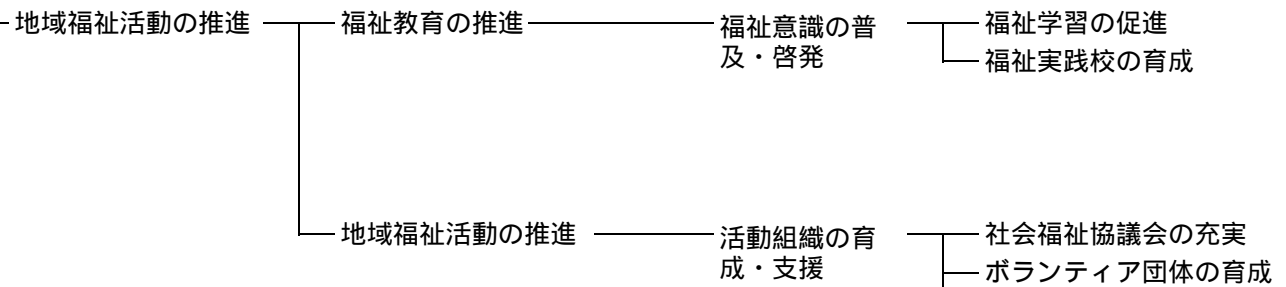
2 生きがいのある充実した暮らしができるまちづくり



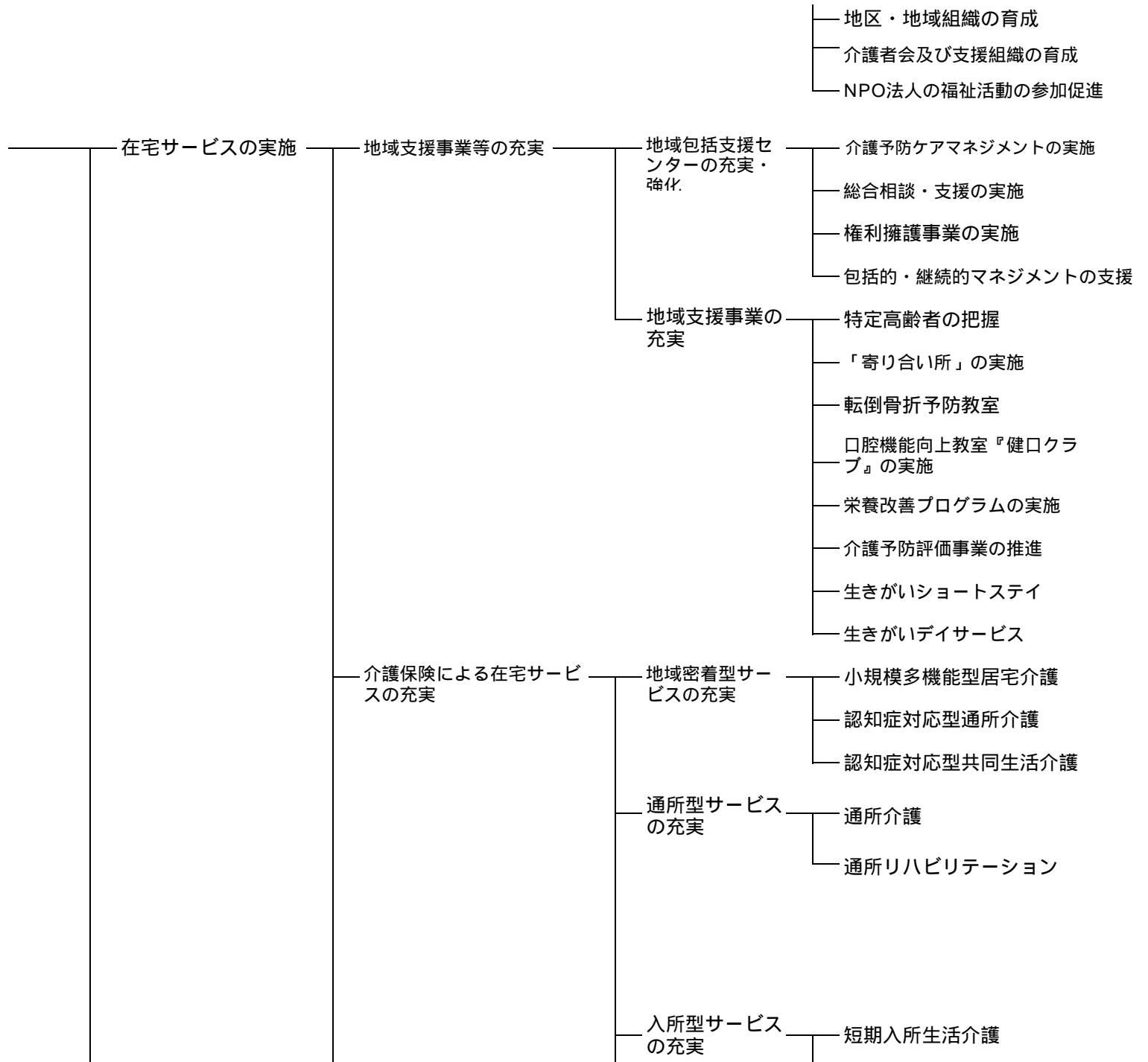
3 快適に暮らせるまちづくり



4 ふれあいのあるまちづくり



5 安心して暮らせるまちづくり



- 地区・地域組織の育成
- 介護者会及び支援組織の育成
- NPO法人の福祉活動の参加促進

地域包括支援センターの充実・強化

- 介護予防ケアマネジメントの実施
- 総合相談・支援の実施
- 権利擁護事業の実施
- 包括的・継続的マネジメントの支援

地域支援事業の充実

- 特定高齢者の把握
- 「寄り合い所」の実施
- 転倒骨折予防教室
- 口腔機能向上教室『健口クラブ』の実施
- 栄養改善プログラムの実施
- 介護予防評価事業の推進
- 生きがいショートステイ
- 生きがいデイサービス

介護保険による在宅サービスの充実

地域密着型サービスの充実

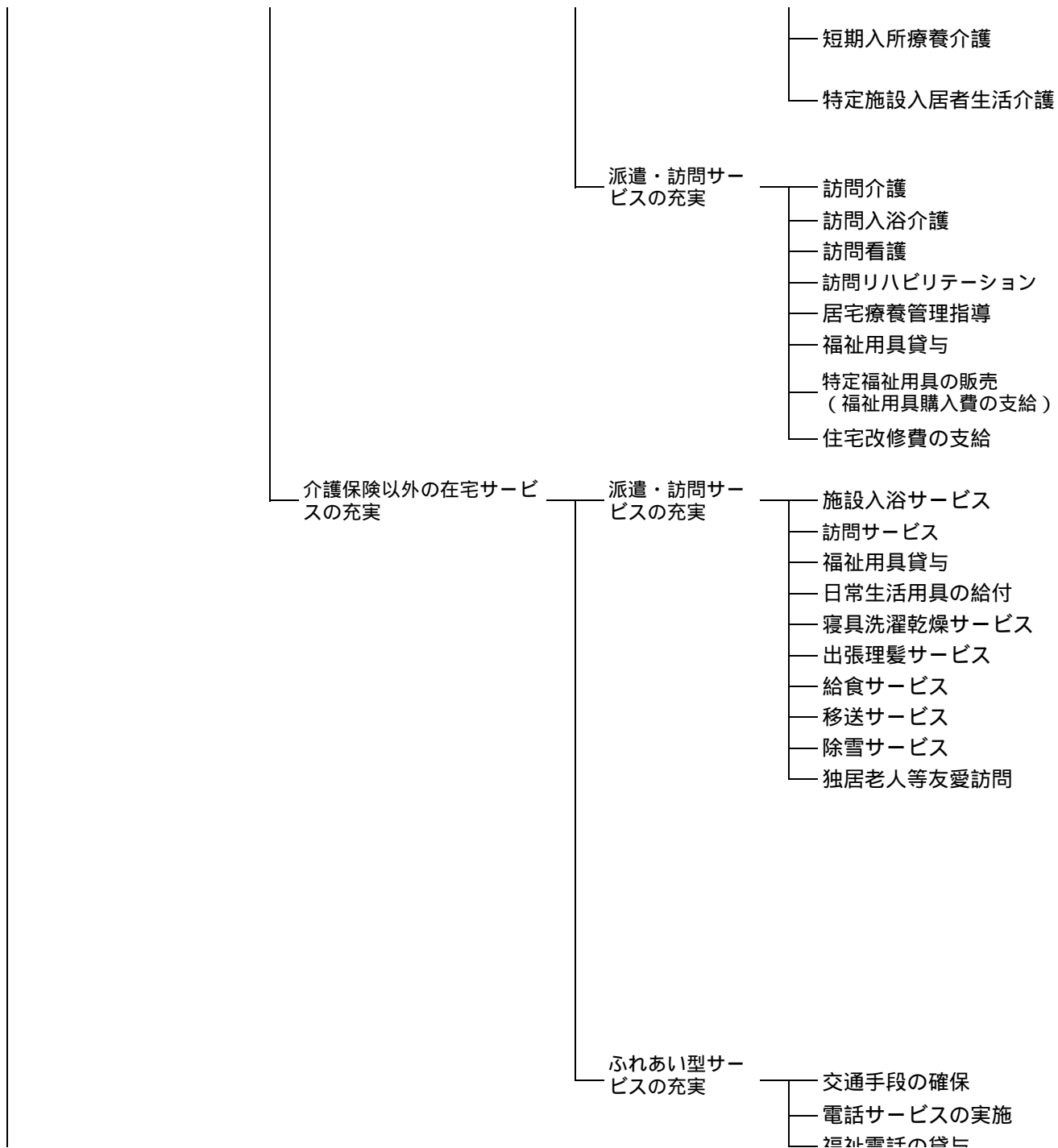
- 小規模多機能型居宅介護
- 認知症対応型通所介護
- 認知症対応型共同生活介護

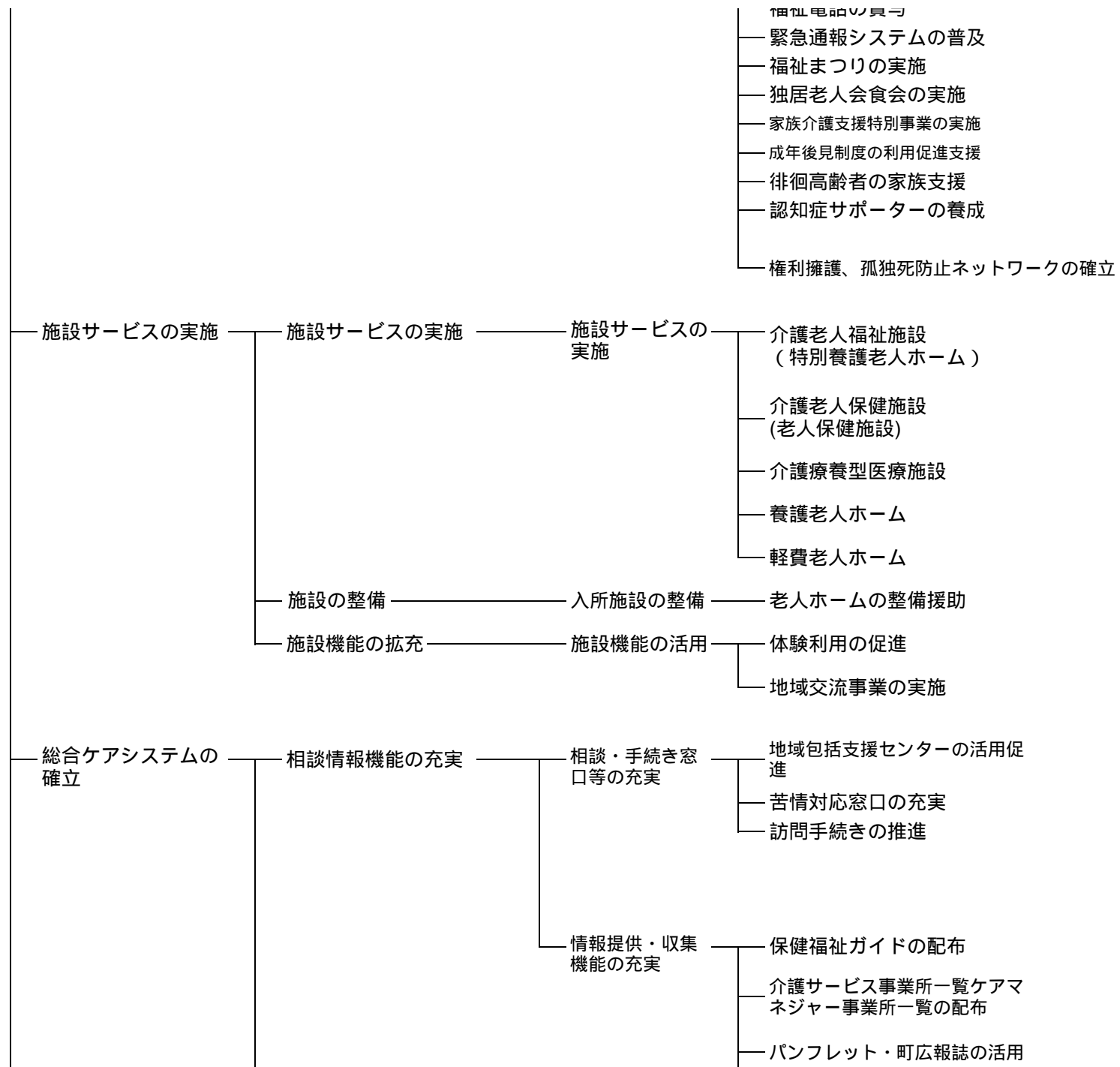
通所型サービスの充実

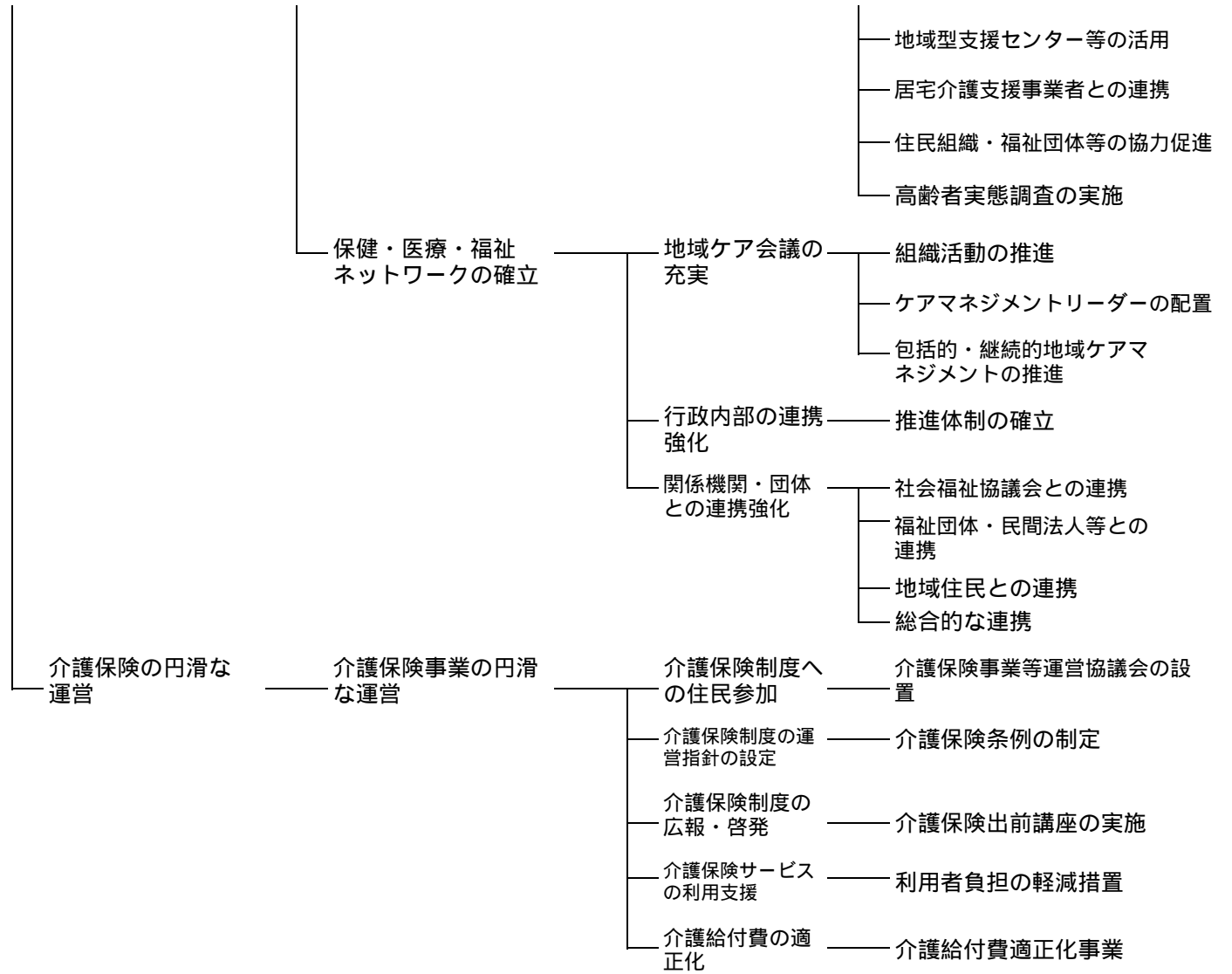
- 通所介護
- 通所リハビリテーション

入所型サービスの充実

- 短期入所生活介護







第1章 健康で生きいきと暮らせるまちづくり

1 基本的な考え方

町民一人ひとりが健康づくりの重要性を意識し、自らが健康を創造できるように健康づくりに対する意識と管理能力の向上に努め、生涯にわたる積極的な健康の保持・増進施策を推進します。
また、健康診査や健康相談、訪問指導などの保健事業を充実し、疾病の早期発見、早期治療に努めるとともに、寝たきりや認知症など要介護状態への進行を防ぐ介護予防施策を推進します。

2 施策の方向と事業

(1) 健康の保持・増進

中項目	施策	事業	目的・方針	現状	整備目標(年次)	設置 運営 主体等
			事業内容		平成21年～23年	
健康意識づくりの推進	意識啓発の推進	広報活動の充実	町広報誌等を活用して、健康に関する具体的な情報を提供し、町民一人ひとりの主体的、効果的な健康づくりを推進する。	実施	継続実施	町
		健康手帳の利用促進	保健・医療情報の自己管理を進めるため、健康手帳の利用を促進する。	実施	継続実施	町
		健康機器の貸出	万歩計、体脂肪計、ダンベル、ビデオ等の貸出により、健康・体力づくりの向上に努める。	実施	継続実施	町
	住民組織活動の推進	健康づくりリーダーの育成	継続的な学習機会を設け地域の中で健康づくりのリーダーとして活動できる人材を育成する。	実施	継続実施	町
保健事業の充実	健康診査の充実	基本健診の実施	医療法の改正により、H20年度から特定健診対象以外の一般基本健診、後期高齢者健診の個別健診の実施。脳ドック検診を実施して生活習慣病の予防を図る。	実施	継続実施	町
		各種がん検診の実施	胃がん、肺がん、大腸がん検診の同日実施や、子宮がん検診、乳がん検診の集団及び個別検診を実施して早期発見に努める。	拡充 実施	継続実施	町
		骨粗しょう症検診の充実	転倒骨折を予防するために骨粗しょう症検診を実施して早期発見に努める。	実施	継続実施	町

中項目	施策	事業	目的・方針	現状	整備目標（年次）	設置 運営 主体等
			事業内容		平成21年～23年	
保健事業の充実	健康教育の充実	学習機会の拡充	健康ゼミナールや依頼による健康教育等健康に関する学習機会を拡充し、自らの健康づくりを支援する。	実施	継続実施	町
		病態別教室の充実	糖尿病、肥満、高脂血症、骨粗しょう症などの生活習慣病の境界域者を対象に運動・食生活に重点をおいた教室を実施する。高齢者むけの講座等により、元気な高齢者の健康生活を支援する。	実施	継続実施	町
		個別健康教育の充実	基本健診経過観察者（血圧・高脂血症・高血糖）に個別健康教育と再検査を併せて実施し、生活習慣の改善を継続的に実施する。	実施	継続実施	町
	健康相談の充実	相談機会の充実	定期的な健康相談のほか、地域からの依頼による健康相談についても実施する。	実施	充実実施	町
		栄養相談の実施	必要に応じて栄養相談が受けられるよう病態別栄養相談を実施する。	実施	充実実施	町
	機能回復訓練の実施	機能回復訓練教室の開催	通所者相互のふれあいにより閉じこもり予防を主目的とする。	実施	継続実施	町
	口腔衛生の推進	歯科健康教育の実施	歯周病予防等口腔衛生知識の普及を図り、80才で20本の歯を残せるように支援する。	実施	継続実施	町
		歯科検診の実施	う歯や歯周病を早期に発見するため歯科検診を実施する。	実施	継続実施	町
	訪問指導の充実	保健師の訪問指導の充実	生活習慣病の予防や介護予防を推進するため保健師による訪問指導を充実する。	実施	継続実施	町
		栄養士の訪問指導の実施	生活習慣病や高齢者の食生活を改善するため栄養士による訪問指導を実施する。	実施	継続実施	町
感染症対策の推進	成人インフルエンザ予防接種の実施	インフルエンザの発病や重症化を予防するため、医療機関の協力により予防接種を実施する。	実施	継続実施	町	

中項目	施策	事業	目的・方針	現状	整備目標（年次）	設置 運 営 主体等
			事業内容		平成21年～23年	
介護予防の推進	介護予防事業の実施 （一般高齢者施策）	介護予防知識の普及・啓発の実施	健康教育、健康相談等で介護予防に関する知識などの情報の提供及び啓発を図る。又、健康手帳等を配布し健康の記録や介護予防の情報の普及を図る。	実施	継続実施	町
施設の活用	施設の有効活用	コミュニティ施設等の活用	利便性を考慮した保健活動を推進するため、地域のコミュニティ施設等を活用し、健康の保持・増進やリハビリ、介護予防事業等を推進する。	実施	継続実施	町
スポーツの推進	スポーツ施設の活用	スポーツ施設の利用	各種スポーツ施設を活用し、生涯にわたる積極的な健康づくりを推進する。	実施	継続実施	町
	スポーツ活動機会の充実	スポーツ活動機会の確保	若い世代からの積極的な健康づくりを推進するため、町民各層に応じたスポーツの振興に努める。	実施	継続実施	町

(2) 医療の確保・充実

中項目	施策	事業	目的・方針	現状	整備目標（年次）	設置 運 営 主体等
			事業内容		平成21年～23年	
地域医療の充実	医療体制の確保	看護師養成施設の支援	看護師の養成に対応するため、帯広高等看護学院の運営を支援する。	実施	継続実施	一部事務組合
		夜間休日医療体制の確保	医療機関の協力のもとに夜間・休日等の緊急医療体制を確保する。	実施	継続実施	町・医療機関

第2章 生きがいのある充実した暮らしができるまちづくり

1 基本的な考え方

高齢者が教育、文化、スポーツ等に親しみ、生涯にわたって学ぶ喜びと同じ仲間や世代間、地域との交流を通じて、豊かな人間関係を享受できるように学習や交流機会（場）の拡充を図り、自主的な生きがいを推進します。

2 施策の方向と事業

(1) 生きがい活動の推進

中項目	施策	事業	目的・方針	現状	整備目標（年次）	設置 運営 主体等
			事業内容		平成21年～23年	
活動の推進	活動組織の育成	老人クラブの育成	スポーツ、レクリエーション活動のほか、福祉・文化活動等、高齢者の社会参加を促進する老人クラブを育成し、自主的な組織体制の確立に努める。	実施	継続実施	町等
	敬老事業の実施	高齢者顕彰の実施	80歳に到達した町民を対象に高齢者顕彰を実施する。	実施	継続実施	町
		百歳慶賀の実施	100歳の長寿を祝い、記念品、祝金等を贈呈する。	実施	継続実施	町
	活動機会の充実	活動施設の活用	地域のコミュニティを形成する核としてコミュニティセンターの有効的な活用を促進する。	実施	継続実施	町
生涯学習の推進	学習機会の拡充	高齢者大学・大学院の実施	高齢者の社会参加を促進するため、生涯教育の観点に立った継続的な学習を推進する。	実施	継続実施	町
		高齢者学級の実施	高齢者が生きがいのある充実した生活を送れるよう、人生の成熟期にふさわしい学級の開催に努める。	実施	継続実施	町
	高齢者スポーツ学級の実施	高齢者がスポーツ・レクリエーションを通して健康で生きがいのある生活を送れるよう、高齢者スポーツ学級の充実に努める。	実施	継続実施	町 (指定管理者)	
	世代間交流事業の実施	地域の高齢者が他の世代と共に、体験的学習を通じて世代を越えた価値観を共有できる機会の充実に努める。	実施	継続実施	町	
	自主的活動の支援	グループサークル活動の支援	高齢者の文化・スポーツ等を通じた社会参加を推進するため、グループサークルの活動を支援する。	実施	継続実施	町

(2) 社会参加の促進

中項目	施策	事業	目的・方針	現状	整備目標(年次)	設置運営主体等
			事業内容		平成21年~23年	
就労の促進	就労機会の拡充	高齢者就労センターの充実	高齢者の豊かな知識、経験、能力を生かせる職種の拡大を図るとともに、楽しみながら気軽に就労できる環境づくりに努める。	実施	継続実施	社会福祉協議会
ボランティア活動の促進	ボランティア活動の促進	シルバーボランティア団体の育成	高齢者が長年培った豊かな知識、経験、能力を生かし、地域に根ざした自主的な活動に取り組むボランティア団体の育成に努める。	実施	継続実施	社会福祉協議会

第3章 快適に暮らせるまちづくり

1 基本的な考え方

高齢者や障害者の生活形態や行動能力に配慮した誰もが利用しやすい道路、公園、建築物等の整備を促進するとともに、高齢者や障害者が住みやすい住宅への改善支援やバリアフリー住宅の建設に努め、安全で快適な生活空間と居住環境の創出を推進します。

2 施策の方向と事業

(1) 居住環境の整備

中項目	施策	事業	目的・方針	現状	整備目標(年次)	設置 運営 主体等
			事業内容		平成21年~23年	
住宅改善の促進	相談機能の充実	技術的指導体制の確立	保健・福祉・建築の職員がチームを編成し、住宅改善の専門的な指導を実施する。	継続	継続実施	町
公営住宅の整備	福祉住宅の整備	ユニバーサルデザインを取り入れた公営住宅の整備	高齢者や身体障害者の生活実態に配慮したユニバーサルデザインを取り入れた公営住宅を整備する。	桜が丘団地 A・B・C棟を建替え 鈴蘭団地設計	H21~鈴蘭団地の建替え予定	町
高齢者の住居の安定	高齢者向け優良賃貸住宅の利用促進	高齢者向け優良賃貸住宅の家賃対策	高齢者向け優良賃貸住宅12戸に対し、家賃の一部を補助する。	継続	H32年度まで継続	町

(2) 都市環境の整備

中項目	施策	事業	目的・方針	現状	整備目標(年次)	設置 運 営 主体等
			事業内容		平成21年~23年	
生活環境の整備	公共施設の整備	道路・歩道の整備	高齢者や障害者が安全で快適に利用できるよう道路、歩道のユニバーサルデザインを取り入れた整備を推進する。	整備	継続実施	町
		公園・緑地等の整備	高齢者や障害者が快適に利用できるように配慮した公園・緑地のユニバーサルデザインを取り入れた整備を推進する。	整備	継続実施	町
		公共建築物の整備	公共建築物の建設に当たっては高齢者や障害者が安全・快適に利用できる施設づくりを推進するとともに、既存施設の現状把握を行い、構造、設備等の改善に努める。	整備	継続実施	町
		公共施設標識の整備	誰もが容易に公共施設の所在が理解できるように優しさと景観に配慮した公共施設標識の整備を図る。	整備	継続実施	町
		交通安全施設等の整備	高齢者や障害者を交通事故から守るために、信号機、標識、防護柵、歩道等のユニバーサルデザインを取り入れた整備を推進する。	整備	継続実施	町
	民間施設の整備促進	公共的建築物の整備促進	商店、金融機関等公共的建築物の建設に当たっては高齢者や障害者に配慮した整備を促進する。	整備	継続実施	町・民間事業者

第4章 ふれあいのあるまちづくり

1 基本的な考え方

町民各層に福祉意識の普及・啓発を図り、地域住民やボランティア、福祉団体、民間事業者等がそれぞれの世代や立場にふさわしい役割を担いつつ、社会全体で高齢者の自立を支援する積極的な地域福祉活動を推進するとともに、民間の福祉事業への参入を促進する。

2 施策の方向と事業

(1) 地域福祉活動の推進

中項目	施策	事業	目的・方針	現状	整備目標(年次)	設置 運営 主体等
			事業内容		平成21年～23年	
福祉教育の推進	福祉意識の普及・啓発	福祉学習の促進	生涯学習やボランティアスクール等福祉学習機会の拡充を図るとともに、将来を担う青少年の福祉意識の醸成に努める。	実施	継続実施	町・社会福祉協議会
		福祉実践校の育成	青少年の福祉に関する理解と関心を高めるため、福祉実践校の育成を図り、学校教育を通じて福祉の実践、体験学習を促進する。	実施	継続実施	町・社会福祉協議会
地域福祉活動の推進	活動組織の育成・支援	社会福祉協議会の充実	地域福祉活動の中心的役割を担う社会福祉協議会が自主的な活動を積極的に展開できるように財政的な支援と連携の強化を図る。	実施	継続実施	町・社会福祉協議会
		ボランティア団体の育成	地域福祉の推進を図るため、地域に根ざしたボランティア団体の育成を促進する。	実施	継続実施	社会福祉協議会
		地区・地域組織の育成	地域に密着したきめ細かな地域福祉活動を推進するために、地区・地域組織の育成に努める。	実施	継続実施	町・社会福祉協議会
		介護者会及び支援組織の育成	寝たきり・認知症高齢者の介護者の精神的負担を軽減するため、介護者会等の育成・支援に努める。	実施	継続実施	町・社会福祉協議会
		NPO法人の福祉活動の参加促進	NPO法人等が福祉活動に参入しやすい環境の醸成に努める。	実施	継続実施	町・民間事業者等

第5章 安心して暮らせるまちづくり

1 基本的な考え方

高齢者が尊厳をもちながら、住み慣れた家庭や地域社会の中で、安心して生涯を暮らすことができるように、要介護状態の軽減、悪化の防止、要介護状態となることのないよう予防を推進します。

また、介護サービスに従事するマンパワーの質的な向上と、サービス提供基盤の整備に努め、介護サービスの拡充を図るとともに、行政、医療機関、介護サービス事業所、福祉団体、地域住民等が有機的に連携した保健、医療、福祉の総合的なネットワークづくりを推進します。

2 施策の方向と事業

(1) 在宅サービスの実施

中項目	施策	事業	目的・方針	現状	整備目標(年次)	設置運営主体等
			事業内容		平成21年~23年	
地域支援事業等の充実	地域包括支援センターの充実・強化	介護予防ケアマネジメントの実施 新予防給付 地域支援	要支援1と要支援2の高齢者と、特定高齢者に対し、個々の状態に応じた自己実現を目指す具体的目標を設定し、定期的評価を用いて、生活機能の維持向上を目指す。	実施	継続実施	町・地域包括支援センター 指定 居宅支援事業所(委託)
		総合相談・支援の実施	さまざまな高齢者や家族の相談に対して、制度や職域等にとらわれない総合的な支援を行うとともに、地域関係者のネットワーク化の構築、地域の高齢者の実態把握を行う。	一部未実施	継続実施	町・地域包括支援センター ・地域型在宅介護支援センター 3ヶ所(委託)
		権利擁護事業の実施	高齢者の人権や財産を守るために、成年後見制度の活用や虐待の早期発見、虐待防止をすすめる。	実施	継続実施	町・地域包括支援センター
		包括的・継続的マネジメントの支援	ケアマネジャーに対する日常的、継続的指導と支援困難事例等への指導・助言するとともに地域でのケアマネジャーのネットワークを構築する。	実施	継続実施	町・地域包括支援センター
	地域支援事業の充実	特定高齢者の把握・管理	特定高齢者(生活機能低下が認められる高齢者)を保健・福祉・医療等の関係部局と連携し、各健診・訪問等のあらゆる機会を通じて把握し介護予防事業に結びつける。特定高齢者の心身の状態を継続的に把握する。	実施 特定健診、後期高齢者健診と同時実施 訪問等で随時把握。	継続実施	町・地域包括支援センター ・地域型在宅介護支援センター ・保健センター ・町内医療機関等

中項目	施策	事業	目的・方針	現状	整備目標（年次）	設置運営主体等
			事業内容		平成21年～23年	
地域支援事業等の充実	地域支援事業の充実	「寄り合い所」の実施	生活機能低下が認められる特定高齢者を対象に、地域会館等を利用し、身近な場所で、馴染みの人たちと共に、個々の状態に合わせた集団的、個人的介護予防プログラム（筋力アップ・口腔機能向上、閉じこもりや認知予防等）や栄養や感染予防等の健康教育を実施し、生活機能の維持・向上を図る。	実施	継続実施	町・地域包括支援センター
		転倒骨折予防教室	運動機能低下が認められる特定高齢者を対象に、地域会館等を利用し、身近な場所で、個々の状態に合わせた運動機能訓練を実施し、運動機能の維持・向上を図るとともに、精神面の活発化を図る。	拡大実施 5ヶ所	継続実施	町・地域包括支援センター・地域型在宅介護支援センター 3ヶ所（委託）
		口腔機能向上教室『健口クラブ』の実施	口腔機能低下が認められる特定高齢者に対し、個々の状態に合わせた口腔機能の訓練やブラッシング等の口腔ケアを実施し、口腔機能、生活機能の維持向上を図る。	実施	継続実施 H20～実施	町・地域包括支援センター・町内歯科医院
		栄養改善プログラムの実施	低栄養が認められる特定高齢者に対し、個々の状態に合わせた栄養改善の相談・指導を実施し、「食べる楽しみ」を持ちながら、低栄養を改善し、生活機能の向上を図る。	未実施	新規	町・地域包括支援センター
		介護予防評価事業の推進	介護保険事業計画の目標値の達成状況等の検証を通じ、介護予防特定高齢者施策の事業評価を行い、事業の実施方法の改善を図る。	未実施	新規	町・地域包括支援センター
		生きがいショートステイ	介護認定非該当者等を、養護老人ホーム等で一時的に養護し、利用者や家族の負担を軽減する。	実施 1か所	継続実施	町・社会福祉法人
		生きがいデイサービス	介護認定非該当者や社会との交流の機会が少ない高齢者を対象として、筋力アップの体操やレクリエーションを通じ脳の活性化を図り、要介護状態への進行を予防する。	実施 1か所	継続実施	町・社会福祉法人

中項目	施策	事業	目的・方針	現状	整備目標（年次）	設置 運営 主体等
			事業内容		平成21年～23年	
介護保険による在宅サービスの充実	地域密着型サービスの充実	小規模多機能型居宅介護	「通い」を中心に、要介護者の状態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせることで在宅生活の継続を支援する。	実施	継続実施	医療法人
		認知症対応型通所介護	特別養護老人ホーム等の施設が、認知症高齢者の日常生活上の世話、訓練等を行い、利用者の社会的孤立感の解消、介護者の負担軽減等を図る。	実施 町内 1ヶ所	継続実施	社会福祉法人
		認知症対応型共同生活介護	認知症高齢者を5～9人定員の共同生活住居で、家庭的な雰囲気の中で介護を行い、認知症の進行を緩和する。	実施 4ヶ所	拡充実施 1ヶ所 (2ユニット)	公募 医療法人、民間事業者等
	通所型サービスの充実	通所介護	心身機能の維持・向上と介護者の負担軽減を図る。	実施 6ヶ所	継続実施	社会福祉法人・民間事業者等
		通所リハビリテーション	医学的管理のもと、心身機能の維持向上をめざす。	実施 3か所	継続実施	医療機関等
	入所型サービスの充実	短期入所生活介護	一時的に介護老人福祉施設で介護し、介護者の負担軽減等を図る。	実施 2ヶ所	継続実施	社会福祉法人
		短期入所療養介護	一時的に介護老人保健施設等で介護し、介護者の負担軽減等を図る。	実施 2ヶ所	継続実施	医療機関・社会福祉法人
		特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム等に入居し、日常生活上の支援や介護の提供を受ける。	実施 2ヶ所	継続実施	民間事業者・社会福祉法人
	派遣・訪問サービスの充実	訪問介護	介護福祉士等が自宅を訪問し、身体介護や生活援助等を行い、日常生活を支援する。	実施 4か所	継続実施	町・民間事業者等
		訪問入浴介護	自宅に浴槽を搬入し、入浴の介護を行い、清潔保持や心身機能の維持等を図る。	実施 1か所	継続実施	社会福祉法人
		訪問看護	看護師等が自宅を訪問し、療養上の世話や必要な診療の補助を行う。	実施 帯広市	継続実施	医療法人等
		訪問リハビリテーション	理学療法士等が自宅を訪問し、必要なリハビリテーションを行う。	実施 1か所	継続実施	医療法人等

中項目	施策	事業	目的・方針	現状	整備目標(年次)	設置運営主体等
			事業内容		平成21年~23年	
介護保険による在宅サービスの充実	派遣・訪問サービスの充実	居宅療養管理指導	医師・歯科医師・薬剤師等が自宅を訪問し、必要な療養上の管理や指導を行う。	実施	継続実施	医療法人等
		福祉用具貸与	特殊寝台や車椅子等を貸与する。	実施	継続実施	民間事業者等
		特定福祉用具の販売(福祉用具購入費の支給)	入浴や排せつに使用する福祉用具を販売する。なお、購入後の効果等について評価する仕組みを検討する。	実施	継続実施	民間事業者等
		住宅改修費の支給	自宅の段差解消、手すりの取り付け等の住宅改修費用を支給する。なお、改修後の効果等について評価する仕組みを検討する。	実施	継続実施	民間事業者等
介護保険以外の在宅サービスの充実	派遣・訪問サービスの充実	施設入浴サービス	要介護者を対象に、施設において入浴サービスを提供する。	実施 1か所	継続実施	町・社会福祉法人
		訪問サービス	介護認定非該当者等の中で、身体状況等により買い物や掃除等の援助が必要な高齢者に対して、家事援助を行うことで自立した日常生活を継続できるよう支援する。	実施 1か所	継続実施	町
		福祉用具貸与	要介護認定非該当者や施設介護利用者が一時帰宅した際等短期間特殊寝台や車椅子等を貸与する。	実施	継続実施	町
		日常生活用具の給付	要介護者の身体状況や家庭の状況に応じ、電磁調理器等の給付を行う。	実施	継続実施	町
		寝具洗濯乾燥サービス	寝たきり高齢者の保健衛生に配慮した生活を支援するため、寝具洗濯乾燥サービスを提供する。	実施	継続実施	町
		出張理髪サービス	寝たきり高齢者が少しでも快適な生活が送れるように理容院等の協力により、出張理髪サービスを実施する。	実施	継続実施	町

中項目	施策	事業	目的・方針	現状	整備目標（年次）	設置運営主体等
			事業内容		平成21年～23年	
介護保険以外の在宅サービスの充実	派遣・訪問サービスの充実	給食サービス	食事をつくるのが困難な高齢者世帯等に対して、給食サービスを提供する。	実施	継続実施	社会福祉協議会等
		移送サービス	身体状況等により、通院手段の確保が困難な高齢者等を医療機関へ送迎する。	実施	継続実施	町・社会福祉協議会
		除雪サービス	高齢者のみ世帯等除雪が困難な世帯に対して、地域住民やボランティア等による除雪サービスを促進する。	実施	継続実施	社会福祉協議会・町
		独居老人等友愛訪問	単身高齢者の孤独感、疎外感等を緩和するため、老人クラブの友愛訪問を促進する。	実施	継続実施	老人クラブ
	ふれあい型サービスの充実	交通手段の確保	高齢者等の交通手段を確保するため、農村地域においてはスクールバスの混乗利用を実施し、市街地にはコミュニティバスを運行する。	実施	継続実施	町
		電話サービス（お元気コール）の実施	単身高齢者の孤独感や疎外感等の緩和と安否確認のため、電話サービスを実施する。	実施	継続実施	町
		福祉電話の貸与	電話がない低所得単身高齢者の安否確認と孤独感の解消を図るため、福祉電話を貸与する。	実施	継続実施	町
		緊急通報システムの普及	単身高齢者の不安解消と緊急時の早期対応を図るため、緊急通報装置を設置・貸与する。	実施	継続実施	町

中項目	施策	事業	目的・方針	現状	整備目標(年次)	設置 運営 主体等
			事業内容		平成21年~23年	
介護保険以外の在宅サービスの充実	ふれあい型サービスの充実	福祉まつりの実施	ノーマライゼーションの理念を普及するため、町民や福祉関係者が一堂に会し福祉に関する研修・交流等を深める機会として、福祉まつりを実施する。	実施	継続実施	社会福祉協議会
		独居老人会食会の実施	70歳以上の単身高齢者を対象に、会食会を実施する。	実施	継続実施	社会福祉協議会
	家族介護支援特別事業の実施 (地域支援事業・任意事業)	重度の要介護者を介護している家族の労苦をねぎらい、在宅介護を支援する。 ・家族介護慰労金の支給 ・家族介護用品の支給 (紙おむつ、尿取りパット等) ・家族介護者交流事業の実施	実施	継続実施	町・社会福祉協議会	
	成年後見制度の利用促進支援 (地域支援事業・任意事業)	認知症高齢者など判断能力が不十分な人の権利を守るため、成年後見制度の利用を促進する。 ・制度の普及啓発、個別相談会の開催 ・専門相談員の配置 ・後見人等の選任支援	実施	継続実施	町・地域包括支援センター	
	徘徊高齢者の家族支援	携帯用端末機を貸与し人工衛生と携帯端末の電波により徘徊高齢者を発見する位置情報提供サービスを実施する。	実施	継続実施	町	
	認知症サポーターの養成	認知症になっても地域で生活し続けられるよう、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を暖かく見守るサポーターを養成する。	未実施	新規	町・地域包括支援センター・関係機関	
	権利擁護、孤独死防止ネットワークの確立	高齢者を消費者被害や虐待等から守るため、地域の人的資源、関係機関と一体的に活動し、安心して暮らせる町づくりネットワークを構築する。	未実施	新規	町・地域包括支援センター	

(2) 施設サービスの実施

中項目	施策	事業	目的・方針	現状	整備目標(年次)	設置運営主体等
			事業内容		平成21年~23年	
施設サービスの実施	施設サービスの実施	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	要介護認定者が入所し、日常生活の支援や機能訓練等を受ける。	実施 町内2ヶ所	継続実施	社会福祉法人等
		介護老人保健施設(老人保健施設)	要介護認定者が入所し、医学的管理下における介護、機能訓練、日常生活の支援などを受ける。	実施	継続実施	医療機関・社会福祉法人
		介護療養型医療施設	要介護認定者が入院し、療養上の管理、看護や医学的管理下における介護、機能訓練等の医療サービスを受ける。	実施	H23年度で廃止	医療機関等
		養護老人ホーム	65歳以上の高齢者が社会的、経済的理由から自宅での生活が困難になった場合に入所し、日常生活上の支援を受ける。	実施	継続実施	社会福祉法人等
		軽費老人ホーム	60歳以上の者で家庭環境や住宅事情等により、自宅での生活が困難になった場合に入所し、日常生活上の支援を受ける。	実施	継続実施	社会福祉法人等
施設の整備	入所施設の整備	老人ホームの整備援助(特養・養護・軽費)	社会福祉法人等が設置、運営している施設の改善整備のため、財政的援助を行う。	実施	継続実施	町
施設機能の拡充	施設機能の活用	体験利用の促進	デイサービス等の体験利用を促進し、気軽にサービスが利用できる環境づくりを進める。	実施	継続実施	社会福祉法人等
		地域交流事業の実施	特養やデイサービス等の施設を開放し、地域との交流を深めることにより、施設と地域住民との結びつきを強める。	実施	継続実施	社会福祉法人等

(3) 総合ケアシステムの確立

中項目	施策	事業	目的・方針	現状	整備目標(年次)	設置運営主体等
			事業内容		平成21年~23年	
相談情報機能の充実	相談・手続き窓口等の充実	地域包括支援センターの活用促進	在宅介護の相談や各種保健、福祉、介護サービスの利用等に関する地域の身近な対応窓口として地域包括支援センター及びまちかど相談所の周知を図り活用を促進する。	実施	継続実施	町・医療機関・薬局
		苦情対応窓口の充実	介護サービスの内容や介護認定等に関する苦情に対応するため地域包括支援センターに設置している相談窓口の周知を図り、住民の不安や不満の解消に努め、サービスの質的向上を支援する。	実施	継続実施	町
		訪問手続きの推進	外出困難な高齢者等の利便を図るため、家庭訪問による各種サービスの利用手続きを推進する。 (介護保険、一般高齢者施策等)	実施	継続実施	町
	情報提供・収集機能の充実	保健福祉ガイドの配布	保健、福祉、介護に関するサービス内容や高齢者個々の状態に応じて利用できるサービスメニュー等を掲載したガイドブックを作成・配布し、制度の周知を図る。	実施	継続実施	町
		介護サービス事業所一覧 ケアマネジャー事業所一覧の配布	介護サービス事業所・ケアマネジャー事業所の一覧を作成・配布し、利用者や家族が自らの意志でサービス提供事業所やケアマネジャー事業所を選択できるような情報提供を積極的に行う。	実施	継続実施	町
		パンフレット・町広報誌の活用	町広報誌等を活用し、保健、福祉、介護に関する制度の改正内容等の周知を図る。	実施	継続実施	町

中項目	施策	事業	目的・方針	現状	整備目標（年次）	設置 運営 主体等
			事業内容		平成21年～23年	
相談情報機能の充実	情報提供・収集機能の充実	地域型支援センター等の活用	地域型支援センターやまちかど相談所が把握した高齢者の情報を地域包括支援センターに集積し、的確なサービス利用への橋渡しを行うとともに、これらの窓口を通じて各種制度の周知を図る。	実施	継続実施	町・地域包括支援センター・地域型在宅介護支援センター・医療機関・事業者等
		居宅介護支援事業者との連携	居宅介護支援事業者が日常業務を通して把握している情報を必要に応じて地域包括支援センターへ集積し、的確なサービス利用の橋渡しを行う。	実施	継続実施	町・地域包括支援センター・居宅介護支援事業所
		住民組織・福祉団体等の協力促進	民生委員、老人クラブ会長をはじめ、身体障害者福祉協会、難病連、ボランティア、社会福祉協議会等の協力のもとに、各種サービスの啓蒙やニーズの早期把握に努める。	実施	継続実施	町
		高齢者実態調査の実施	計画策定や施策の点検、見直しなど高齢者の生活実態や介護ニーズの把握が必要な際には適正な規模で実態調査を実施する。	実施	継続実施	町
保健・医療・福祉ネットワークの確立	地域ケア会議の充実	組織活動の推進	町、地域包括支援センター、地域型在宅介護支援センター、介護サービス事業所等で構成する地域ケア会議を設置し、保健、福祉、介護サービスの総合的な調整を図るとともに効果的なサービスの利用を促進する。 【地域ケア会議の組織】 地域包括支援センター及び地域型在宅介護支援センター連絡協議会 サービス利用検討会議 介護保険サービス事業所連絡協議会	、とも実施 (仮称)地域密着型サービス事業所会議の設置	、とも継続実施 継続実施	町・地域包括支援センター・地域型在宅介護支援センター・介護保険サービス事業者・居宅介護支援事業所等
		ケアマネジメントリーダーの配置	ケアマネジャーの資質向上を図るため、地域包括支援センターにケアマネジメントリーダー（介護支援専門員指導者）を配置し、指導体制を整える。	実施	継続実施	町・地域包括支援センター

中項目	施策	事業	目的・方針	現状	整備目標（年次）	設置 運営 主体等
			事業内容		平成21年～23年	
保健・医療・福祉ネットワークの確立	地域ケア会議の充実	包括的・継続的 地域ケアマネジ メントの推進	ケアマネジャーが抱える処 遇困難なケースや地域型在 宅介護支援センターが把握 している介護予防必要者の 対応について、関係者が一堂 に会して多角的な視点で 検討し、効果的なサービス のプランニングを行う。	実施	継続実施	町・地 域包括 支援セ ンター ・地域 型支援 セン ター ・事業 者等
	行政内部の連携 強化	推進体制の確 立	高齢者保健福祉施策や介護 保険事業の進捗状況を把握 し、次期計画策定に向けた 施策の見直しや新たな施策 の展開を検討するため、庁 内の関係課長等で構成する 高齢化対策検討委員会及び 副町長、部長等で構成する 高齢化対策推進会議を設置 し、総合的な推進体制を確 立する。	実施	継続実施	町
	関係機関・団体 との連携強化	社会福祉協議 会との連携	地域福祉活動の促進を図る ため、社会福祉協議会が担 う役割を重視し財政的な支 援と相互の連携強化に努め る。	実施	継続実施	町
		福祉団体・民 間法人等との 連携	福祉関係団体や企業、NPO 等の自主的な福祉活動を支 援するとともに、ボランテ ィア組織活動の中心的役割 を担う社会福祉協議会と連 携し、人材の育成、掘り起 こし等地域福祉基盤の強化 と組織のネットワーク化を 促進する。	実施	継続実施	町・ 社会福 祉協議 会
	地域住民との 連携		福祉活動に取組む地区、地 域組織を支援し、日常的な ふれあいを通じたきめ細か な地域福祉の実現に努める。	実施	継続実施	町・ 社会福 祉協議 会
	総合的な連携		地域ケア会議を核として行 政・介護サービス事業所・ 医療機関・福祉団体・地域 住民が協働、連携した総合 的なネットワークを確立し 、的確、迅速かつ良質なサ ービスの提供を図る。	実施	継続実施	町・ 事業者 ・医療 機関等

(4) 介護保険の円滑な運営

中項目	施策	事業	目的・方針	現状	整備目標(年次)	設置 運営 主体等
			事業内容		平成21年～23年	
介護保険事業の円滑な運営	介護保険制度への住民参加	介護保険事業等運営協議会の設置	高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定見直しや事業の円滑な運営を図るため、保健、医療、福祉の関係者、公募委員及び識見者からなる介護保険事業等運営協議会を設置する。	実施	継続実施	町
	介護保険制度の運営指針の設定	介護保険条例の制定	介護保険の基本理念や町、事業者及び町民の責務、施策を明らかにした介護保険条例を制定する。	実施	継続実施	町
	介護保険制度の広報・啓発	介護保険出前講座の実施	介護保険制度に対する町民の理解を深めるため、必要に応じて出前講座を実施する。	実施	継続実施	町
	介護保険サービスの利用支援	利用者負担の軽減措置	低所得者の利用者負担額を軽減し、サービスの利用を援助する。	実施	継続実施	町
	介護給付費の適正化	介護給付費適正化事業	国民健康保険団体連合会の介護給付費適正化システムを活用し、介護給付等の適正化を推進する。また、介護サービス計画の点検をし、不適正な計画の修正、介護支援専門員への指導を実施する。	実施	継続実施	町・ 地域包括支援センター

第 6 章 サービスの目標値

1 基礎数値の推計

介護サービスの目標量を設定する上で基礎となる総人口、高齢者人口、介護保険被保険者、要介護（支援）者及びサービス利用者を次のとおり推計します。

人口の推計

（単位：人）

年 度	総 人 口	40～64歳人口	前期高齢者（65～74歳）人口		後期高齢者（75歳～）人口		高 齢 者 人 口 計	
			人 口	比率（％）	人 口	比率（％）	人 口	比率（％）
平成21年度	45,129	14,983	5,155	11.4	4,639	10.3	9,794	21.7
平成22年度	45,479	15,018	5,315	11.7	4,783	10.5	10,098	22.2
平成23年度	45,731	15,064	5,464	11.9	4,917	10.8	10,381	22.7
平成24年度	45,982	15,110	5,664	12.3	5,096	11.1	10,760	23.4
平成25年度	46,231	15,155	5,888	12.7	5,299	11.5	11,187	24.2
平成26年度	46,483	15,200	6,116	13.2	5,505	11.8	11,621	25.0

推計に当たっては住民基本台帳人口を基本とするとともに、コーホート要因法により算出した介護保険独自の推計値である。

介護保険被保険者数の推計

（単位：人）

区 分	第 1 号 被 保 険 者			第 2 号被保険者 （40～64歳）	計
	65～74歳	75歳～	計		
平成21年度	5,154	4,634	9,788	14,983	24,771
平成22年度	5,312	4,774	10,086	15,018	25,104
平成23年度	5,461	4,912	10,373	15,064	25,437
平成24年度	5,659	5,090	10,749	15,110	25,859
平成25年度	5,882	5,292	11,174	15,155	26,329
平成26年度	6,112	5,497	11,609	15,200	26,809

介護保険制度においては、住所地特例の適用を受ける被保険者がいることから、人口推計と比較して若干の差異が生じることがある。

要介護（要支援）認定者の推計

（単位：人）

区 分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
平成21年度	85	264	347	309	284	242	178	1,709
平成22年度	89	277	365	323	298	254	187	1,793
平成23年度	94	292	383	339	312	267	196	1,883
平成24年度	99	308	405	358	330	282	208	1,990
平成25年度	105	326	429	379	349	298	220	2,106
平成26年度	111	344	454	400	369	316	233	2,227

第1号被保険者（65歳以上）及び第2号被保険者（40～64歳）の要介護（要支援）認定者を合算した数値である。

算出上の端数処理により介護度別の数の合算と各種推計の人数において差異が生じることがある。

施設サービス利用者数の推計

(単位：人)

区 分	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度	平成 2 3 年度
介護老人福祉施設	1 8 0	1 8 0	1 8 0
介護老人保健施設	1 5 4	1 6 7	1 8 9
介護療養型医療施設	3	3	3
計	3 3 7	3 5 0	3 7 2

介護老人保健施設には、平成 2 2 年度開設予定の医療療養病床からの転換老健分を含む。(H 2 2 年度 1 3 名、H 2 3 年度 3 5 名)

【施設サービス利用者の将来推計】

(単位：人)

区 分	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度	平成 2 3 年度	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度
介護保険 3 施設の利用者数	3 3 7	3 3 7	3 3 7	3 3 4	3 3 4	3 3 4
うち要介護 4・5 の利用者数	1 8 7	2 0 1	2 1 1	2 1 9	2 2 7	2 3 4
比 率 (%)	5 5 . 5	5 9 . 6	6 2 . 6	6 5 . 6	6 8 . 0	7 0 . 1

「介護保険 3 施設」とは、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設をいう。なお、転換老健分は、除いて推計する扱いとなっている。

【施設・介護専用居住系サービスの将来推計】

(単位：人)

区 分	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度	平成 2 3 年度	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度
施設・介護専用居住系サービスの利用者数	4 0 8	4 2 6	4 2 6	4 2 3	4 2 3	4 2 3
要介護 2～5 の要介護者数	1 , 0 1 3	1 , 0 6 3	1 , 1 1 4	1 , 1 7 6	1 , 2 4 6	1 , 3 1 9
比 率 (%)	4 0 . 3	4 0 . 1	3 8 . 2	3 6 . 0	3 3 . 9	3 2 . 1

「介護専用居住系サービス」とは、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護（介護専用）等をいう。なお、転換老健分は、除いて推計する扱いとなっている。

居宅サービス等受給者の推計

(単位：人)

区	分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
要 支 援	1	33	35	36
要 支 援	2	153	161	169
要 介 護	1	239	258	278
要 介 護	2	181	193	206
要 介 護	3	142	146	157
要 介 護	4	71	67	67
要 介 護	5	27	27	26
合	計	846	887	939
要介護（支援）高齢者比率		8.6%	8.8%	9.1%

標準的な居宅サービス、介護予防サービス等の受給者数の推計である。

要介護（支援）高齢者比率は、受給者数を第1号被保険者数で除したものである。

第1号被保険者の所得段階別人数分布推計

(単位：人)

区	分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
第 1	段 階	196	202	208
第 2	段 階	1,791	1,846	1,898
第 3	段 階	1,194	1,230	1,266
第 4	段 階	3,025	3,116	3,205
	課税年金収入 + 合計所得金額 80万円 の人数	1,932	1,990	2,047
	上 記 以 外 の 人 数	1,093	1,126	1,158
第 5	段 階	1,253	1,292	1,328
第 6	段 階	1,223	1,260	1,296
第 7	段 階	949	978	1,005
第 8	段 階	157	162	167
合	計	9,788	10,086	10,373

第1段階：老齢福祉年金受給者（住民税非課税世帯）及び生活保護受給者

第2段階：住民税世帯非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の者

第3段階：住民税世帯非課税で、第2段階対象者以外の者

第4段階：本人が住民税非課税者で、

課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の者

上記 以外の者

第5段階：本人が住民税課税者で、合計所得金額が125万円未満の者

第6段階：本人が住民税課税者で、合計所得金額が125万円以上200万円未満の者

第7段階：本人が住民税課税者で、合計所得金額が200万円以上500万円未満の者

第8段階：本人が住民税課税者で、合計所得金額が500万円以上の者

2 サービス目標量の設定

平成18年度、平成19年度の利用実績と平成20年度の利用見込みを基に各年度のサービスの必要量を次のとおり設定します。なお、介護保険法第117条第2項第1号に規定する「日常生活圏域」は音更町の1区域とします。

(1) 介護保険給付対象の居宅サービス目標量

訪問介護

区	分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
必要量合計(回/年)		33,012	34,495	36,534
供給量(回/年)		33,012	34,495	36,534
供給率		100%	100%	100%

「供給率」= 供給量 / 必要量

訪問入浴介護

区	分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
必要量合計(回/年)		1,046	1,033	1,039
供給量(回/年)		1,046	1,033	1,039
供給率		100%	100%	100%

訪問看護

区	分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
必要量合計(回/年)		6,221	6,407	6,659
供給量(回/年)		6,221	6,407	6,659
供給率		100%	100%	100%

訪問リハビリテーション

区	分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
必要量合計(回/年)		2,469	2,522	2,604
供給量(回/年)		2,469	2,522	2,604
供給率		100%	100%	100%

居宅療養管理指導

区	分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
必要量合計(件/年)		620	650	680
供給量(件/年)		620	650	680
供給率		100%	100%	100%

通所介護

区	分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
必要量合計(回/年)		23,227	24,422	25,972
供給量(回/年)		23,227	24,422	25,972
供給率		100%	100%	100%

通所リハビリテーション

区	分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
必要量合計 (回 / 年)		15,072	15,809	16,802
供給量 (回 / 年)		15,072	15,809	16,802
供給率		100%	100%	100%

短期入所生活介護

区	分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
必要量合計 (日 / 年)		4,771	4,867	5,101
供給量 (日 / 年)		4,771	4,867	5,101
供給率		100%	100%	100%

短期入所療養介護

区	分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
必要量合計 (日 / 年)		1,531	1,580	1,675
供給量 (日 / 年)		1,531	1,580	1,675
供給率		100%	100%	100%

特定施設入居者生活介護

区	分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
必要量合計 (人 / 年)		456	456	456
供給量 (人 / 年)		456	456	456
供給率		100%	100%	100%

福祉用具貸与

区	分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
必要量合計 (件 / 年)		3,217	3,299	3,462
供給量 (件 / 年)		3,217	3,299	3,462
供給率		100%	100%	100%

特定福祉用具販売

区	分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
必要量合計 (件 / 年)		125	130	135
供給量 (件 / 年)		125	130	135
供給率		100%	100%	100%

(2)介護保険給付対象の地域密着型サービス目標量

認知症対応型通所介護

区	分	平成 21 年 度	平成 22 年 度	平成 23 年 度
必要量合計 (回 / 年)		2,461	2,678	2,751
供給量 (回 / 年)		2,461	2,678	2,751
供給率		100%	100%	100%

小規模多機能型居宅介護

区	分	平成 21 年 度	平成 22 年 度	平成 23 年 度
必要量合計 (回 / 年)		264	264	264
供給量 (回 / 年)		264	264	264
供給率		100%	100%	100%

認知症対応型共同生活介護

区	分	平成 21 年 度	平成 22 年 度	平成 23 年 度
必要量合計 (人 / 年)		852	1,068	1,068
供給量 (人 / 年)		852	1,068	1,068
供給率		100%	100%	100%

(3)介護保険給付対象の住宅改修目標量

住宅改修

区	分	平成 21 年 度	平成 22 年 度	平成 23 年 度
必要量合計 (件 / 年)		82	85	85
供給量 (件 / 年)		82	85	85
供給率		100%	100%	100%

(4)介護保険給付対象の居宅介護支援目標量

居宅介護支援

区	分	平成 21 年 度	平成 22 年 度	平成 23 年 度
必要量合計 (件 / 年)		7,504	7,861	8,348
供給量 (件 / 年)		7,504	7,861	8,348
供給率		100%	100%	100%

(5)介護保険給付対象の介護予防サービス目標量

介護予防訪問介護

区	分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
必要量合計(回/年)		1,036	1,090	1,144
供給量(回/年)		1,036	1,090	1,144
供給率		100%	100%	100%

介護予防訪問看護

区	分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
必要量合計(回/年)		825	868	911
供給量(回/年)		825	868	911
供給率		100%	100%	100%

介護予防訪問リハビリテーション

区	分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
必要量合計(件/年)		327	345	362
供給量(件/年)		327	345	362
供給率		100%	100%	100%

介護予防居宅療養管理指導

区	分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
必要量合計(件/年)		24	24	24
供給量(件/年)		24	24	24
供給率		100%	100%	100%

介護予防通所介護

区	分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
必要量合計(回/年)		1,006	1,082	1,156
供給量(回/年)		1,006	1,082	1,156
供給率		100%	100%	100%

介護予防通所リハビリテーション

区	分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
必要量合計(回/年)		483	508	533
供給量(回/年)		483	508	533
供給率		100%	100%	100%

介護予防短期入所生活介護

区	分	平成 21 年 度	平成 22 年 度	平成 23 年 度
必要量合計(日/年)		152	160	168
供給量(日/年)		152	160	168
供給率		100%	100%	100%

介護予防短期入所療養介護

区	分	平成 21 年 度	平成 22 年 度	平成 23 年 度
必要量合計(日/年)		74	77	81
供給量(日/年)		74	77	81
供給率		100%	100%	100%

介護予防特定施設入居者生活介護

区	分	平成 21 年 度	平成 22 年 度	平成 23 年 度
必要量合計(人/年)		108	108	108
供給量(人/年)		108	108	108
供給率		100%	100%	100%

介護予防福祉用具貸与

区	分	平成 21 年 度	平成 22 年 度	平成 23 年 度
必要量合計(件/年)		504	530	556
供給量(件/年)		504	530	556
供給率		100%	100%	100%

特定介護予防福祉用具販売

区	分	平成 21 年 度	平成 22 年 度	平成 23 年 度
必要量合計(件/年)		29	29	29
供給量(件/年)		29	29	29
供給率		100%	100%	100%

(6)介護保険給付対象の地域密着型介護予防サービス目標量

介護予防小規模多機能型居宅介護

区	分	平成 21 年 度	平成 22 年 度	平成 23 年 度
必要量合計(回/年)		36	36	36
供給量(回/年)		36	36	36
供給率		100%	100%	100%

(7)介護保険給付対象の介護予防サービス住宅改修目標量

住宅改修

区 分	平成 21 年 度	平成 22 年 度	平成 23 年 度
必要量合計(件/年)	40	40	40
供給量(件/年)	40	40	40
供給率	100%	100%	100%

(8)介護保険給付対象の介護予防支援目標量

介護予防支援

区 分	平成 21 年 度	平成 22 年 度	平成 23 年 度
必要量合計(件/年)	2,180	2,294	2,408
供給量(件/年)	2,180	2,294	2,408
供給率	100%	100%	100%

(9)介護保険給付対象の施設サービス目標量

区 分	平成 21 年 度	平成 22 年 度	平成 23 年 度
介護老人福祉施設(人/年)	2,160	2,160	2,160
介護老人保健施設(人/年)	1,848	1,848	1,848
介護療養型医療施設(人/年)	36	36	36
医療療養病床からの転換老健分(人/年)	0	156	420
合計(人/年)	4,044	4,200	4,464

(10) サービス提供基盤の整備目標

居宅サービス事業者（本町をサービス実施地域に指定している事業者）

区 分	事業所数 (H21.1月末現在)	町内事業所数 (H21.1月末現在)	平成21～23年度 整備目標(町内)
訪問介護事業者	31	2	
訪問入浴介護事業者	2	1	
訪問看護事業者	8	0	
通所介護事業者	12	6	
通所リハビリテーション事業者	5	3	
短期入所生活介護事業者	7	2	
短期入所療養介護事業者	5	2	
福祉用具貸与事業者	18	0	
認知症対応型共同生活介護事業者	4	4	平成22年度(2ユニット)開設
小規模多機能型居宅介護事業者	1	1	
認知症対応型通所介護事業者	1	1	
居宅介護支援事業者	43	7	

施設サービス事業者（町内所在の施設）

区 分	現 状	平成21～23年度整備目標	事 業 者
介護老人福祉施設	2カ所(定員172床)	現 状 維 持	社会福祉法人
介護老人保健施設	2カ所(定員200床)	平成22年度転換老健60床開設	社会福祉法人等

保健福祉サービス拠点（町内所在の施設）

区 分	現 状	平成21～23年度整備目標	事 業 者
養護老人ホーム	1カ所(定員50人)	現 状 維 持	社会福祉法人
軽費老人ホーム	1カ所(定員50人)	現 状 維 持	社会福祉法人
在宅介護支援センター	4カ所(地域型)	現 状 維 持	町及び医療法人等
保健センター	1カ所	現 状 維 持	町
地域包括支援センター	1カ所	現 状 維 持	町

第 7 章 介 護 保 険 料

1 介護保険費用の推計

介護保険料の算定基礎となる3年間の各サービスの標準給付額と所得段階別加入者を次のとおり推計します。

標準給付費

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	合 計
(1) 居宅サービス	681,849,393円	703,340,681円	736,685,248円	2,121,875,322円
訪問介護	132,159,860円	136,574,219円	143,614,412円	412,348,491円
訪問入浴介護	12,096,990円	11,946,645円	12,016,035円	36,059,670円
訪問看護	43,997,331円	44,951,653円	46,299,538円	135,248,522円
訪問リハビリテーション	12,275,593円	12,483,429円	12,786,204円	37,545,226円
居宅療養管理指導	3,496,316円	3,665,493円	3,834,670円	10,996,479円
通所介護	192,629,311円	201,567,940円	213,872,672円	608,069,923円
通所リハビリテーション	129,790,661円	135,041,158円	142,795,536円	407,627,355円
短期入所生活介護	38,434,839円	39,036,036円	40,825,375円	118,296,250円
短期入所療養介護	13,740,694円	14,108,725円	14,921,821円	42,771,240円
特定施設入居者生活介護	61,644,338円	61,644,338円	61,644,338円	184,933,014円
福祉用具貸与	37,728,460円	38,311,845円	39,911,247円	115,951,552円
特定福祉用具販売	3,855,000円	4,009,200円	4,163,400円	12,027,600円
(2) 地域密着型サービス	268,270,094円	323,538,463円	324,186,168円	915,994,725円
夜間対応型訪問介護	円	円	円	円
認知症対応型通所介護	28,357,463円	30,861,859円	31,509,564円	90,728,886円
小規模多機能型居宅介護	37,994,880円	37,994,880円	37,994,880円	113,984,640円
認知症対応型共同生活介護	201,917,751円	254,681,724円	254,681,724円	711,281,199円
地域密着型特定施設入居者生活介護	円	円	円	円
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	円	円	円	円
(3) 住宅改修	8,532,400円	8,738,000円	8,738,000円	26,008,400円
(4) 居宅介護支援	85,406,240円	89,073,116円	94,412,548円	268,891,904円
(5) 介護保険施設サービス	1,001,091,072円	1,053,431,240円	1,133,709,487円	3,188,231,799円
介護老人福祉施設	514,830,624円	519,086,544円	521,319,360円	1,555,236,528円
介護老人保健施設	474,269,856円	477,834,960円	480,844,944円	1,432,949,760円
介護療養型医療施設	11,990,592円	11,990,592円	11,990,592円	35,971,776円
療養病床(医療保険適用)からの転換分	円	44,519,144円	119,554,591円	164,073,735円
介護給付費計(小計) ()	2,045,149,199円	2,178,121,500円	2,297,731,451円	6,521,002,150円

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	合 計
(1)介護予防サービス	102,044,909円	107,458,970円	112,834,426円	322,338,305円
介護予防訪問介護	19,055,426円	20,032,786円	21,043,804円	60,132,016円
介護予防訪問入浴介護	円	円	円	円
介護予防訪問看護	1,782,074円	1,874,546円	1,968,158円	5,624,778円
介護予防訪問リハビリテーション	1,512,702円	1,595,970円	1,674,612円	4,783,284円
介護予防居宅療養管理指導	128,788円	128,788円	128,788円	386,364円
介護予防通所介護	39,822,706円	42,841,640円	45,785,101円	128,449,447円
介護予防通所リハビリテーション	20,739,175円	21,815,110円	22,891,043円	65,445,328円
介護予防短期入所生活介護	1,089,417円	1,146,755円	1,204,092円	3,440,264円
介護予防短期入所療養介護	495,837円	515,939円	542,741円	1,554,517円
介護予防特定施設入居者生活介護	14,816,620円	14,816,620円	14,816,620円	44,449,860円
介護予防福祉用具貸与	1,720,841円	1,809,493円	1,898,144円	5,428,478円
特定介護予防福祉用具販売	881,323円	881,323円	881,323円	2,643,969円
(2)地域密着型介護予防サービス	2,090,952円	2,090,952円	2,090,952円	6,272,856円
介護予防認知症対応型通所介護	円	円	円	円
介護予防小規模多機能型居宅介護	2,090,952円	2,090,952円	2,090,952円	6,272,856円
介護予防認知症対応型共同生活介護	円	円	円	円
(3)住宅改修	4,029,760円	4,029,760円	4,029,760円	12,089,280円
(4)介護予防支援	9,076,212円	9,546,676円	10,025,467円	28,648,355円
予防給付費計(小計) ()	117,241,833円	123,126,358円	128,980,605円	369,348,796円
総給付費(合計) () = () + ()	2,162,391,032円	2,301,247,858円	2,426,712,056円	6,890,350,946円

総給付費	2,162,391,032円	2,301,247,858円	2,426,712,056円	6,890,350,946円
特定入所者介護サービス費等給付額	120,000,000円	122,000,000円	122,000,000円	364,000,000円
高額介護サービス費等給付額	38,186,220円	38,186,220円	38,186,220円	114,558,660円
算定対象審査支払手数料	2,550,000円	2,775,000円	3,000,000円	8,325,000円
標準給付費見込額(A)	2,323,127,252円	2,464,209,078円	2,589,898,276円	7,377,234,606円

地域支援事業費(B)	69,617,317円	73,843,022円	77,606,948円	221,067,287円
------------	-------------	-------------	-------------	--------------

所得段階別加入者数・基準額に対する割合

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	合計
第1号被保険者数	9,788人	10,086人	10,373人	30,247人
前期(65～74歳)	5,154人	5,312人	5,461人	15,927人
後期(75歳～)	4,634人	4,774人	4,912人	14,320人
所得段階別加入割合				
第1段階	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%
第2段階	18.3%	18.3%	18.3%	18.3%
第3段階	12.2%	12.2%	12.2%	12.2%
第4段階	30.9%	30.9%	30.9%	30.9%
「課税年金等収入＋合計所得金額 80万円」見込み数	19.7%	19.7%	19.7%	19.7%
上記を除く見込み数	11.2%	11.2%	11.2%	11.2%
第5段階(所得125万円未満)	12.8%	12.8%	12.8%	12.8%
第6段階(所得125万円以上200万円未満)	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%
第7段階(所得200万円以上500万円未満)	9.7%	9.7%	9.7%	9.7%
第8段階(所得500万円以上)	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
所得段階別被保険者数				
第1段階	196人	202人	208人	606人
第2段階	1,791人	1,846人	1,898人	5,535人
第3段階	1,194人	1,230人	1,266人	3,690人
第4段階	3,025人	3,116人	3,205人	9,346人
「課税年金等収入＋合計所得金額 80万円」見込み数	1,932人	1,990人	2,047人	5,969人
上記を除く見込み数	1,093人	1,126人	1,158人	3,377人
第5段階(所得125万円未満)	1,253人	1,292人	1,328人	3,873人
第6段階(所得125万円以上200万円未満)	1,223人	1,260人	1,296人	3,779人
第7段階(所得200万円以上500万円未満)	949人	978人	1,005人	2,932人
第8段階(所得500万円以上)	157人	162人	167人	486人
合計	9,788人	10,086人	10,373人	30,247人
所得段階別加入割合補正後被保険者数(C)	9,388人	9,675人	9,950人	29,013人

算出上の端数整理により、加入割合等について差異が生じることがある。

2 介護保険料の設定

第1号被保険者の保険料基準額（第4段階）及び段階別の保険料を次のとおり設定します。

標準給付費

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	合計
総給付費	2,162,391,032円	2,301,247,858円	2,426,712,056円	6,890,350,946円
特定入所者介護サービス費等給付費	120,000,000円	122,000,000円	122,000,000円	364,000,000円
高額介護サービス費等給付額	38,186,220円	38,186,220円	38,186,220円	114,558,660円
算定対象審査支払手数料	2,550,000円	2,775,000円	3,000,000円	8,325,000円
審査支払手数料支払件数	34,000件	37,000件	40,000件	111,000件
標準給付費見込額 a	2,323,127,252円	2,464,209,078円	2,589,898,276円	7,377,234,606円

地域支援事業費

地域支援事業費 b	69,617,317円	73,843,022円	77,606,948円	221,067,287円
（参考）保険給付費見込額に対する割合	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%

第1号被保険者の保険料

所得段階別加入割合補正後被保険者数 c	9,388人	9,675人	9,950人	29,013人
標準給付費見込額 a	2,323,127,252円	2,464,209,078円	2,589,898,276円	7,377,234,606円
地域支援事業費 b	69,617,317円	73,843,022円	77,606,948円	221,067,287円
第1号被保険者負担分相当額 $d=(a+b) \times 20\%$	478,548,914円	507,610,420円	533,501,045円	1,519,660,379円
調整交付金相当額 e	116,156,362円	123,210,454円	129,494,914円	368,861,730円
調整交付金見込交付割合 h	5.18%	5.18%	5.18%	
後期高齢者加入割合補正係数 f	1.0081	1.0081	1.0081	
所得段階別加入割合補正係数 g	0.9830	0.9830	0.9830	
調整交付金見込額 i	120,338,000円	127,646,000円	134,157,000円	382,141,000円

財政安定化基金拠出金見込額 j				0円
財政安定化基金拠出率		0.0%		
準備基金取崩額 k				143,300,000円
保険料収納必要額 $l=d+e-i+j-k$				1,363,081,109円

予定保険料収納率		99.0%		
保険料の基準額（国による介護従事者処遇改善臨時交付金の影響がない場合）				
保険料(年額) = $l / 99.0\% / c$				47,456円
保険料(月額)				3,955円

国による介護従事者処遇改善臨時交付金に係る影響額				
特例交付金交付見込額	12,265,339円	6,319,478円	円	18,584,817円
特例交付金による引き下げ影響見込額	110円	55円	円	
各年度の基準額（ - ）	3,845円	3,900円	3,955円	
第4期保険料(月額)				3,900円

国による介護従事者処遇改善臨時交付金の概要が現時点では確定しておりませんので、推計値で算出しておりますので、今後、見込額等が変動することがあります。なお、端数整理により計に差異が生じることがあります。

本町では、国の交付金を活用し、3年間均等に繰り入れするなどして、平成21年度から平成23年度までの第1号被保険者の介護保険料基準月額（第4段階）は、**3,900円（年額46,800円）**を予定しております。

所得段階別の基準額に対する割合と年間保険料

段 階 (対象者)	基準額に対する割合(上段)・年額保険料(下段)		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第1段階 : 老齢福祉年金受給者(住民税非課税世帯)及び生活保護受給者	0.50	0.50	0.50
	23,400	23,400	23,400
第2段階 : 住民税世帯非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の者	0.50	0.50	0.50
	23,400	23,400	23,400
第3段階 : 住民税世帯非課税者で第2段階対象者以外の者	0.75	0.75	0.75
	35,100	35,100	35,100
第4段階 : 世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人が住民税非課税の者			
	0.90	0.90	0.90
	42,100	42,100	42,100
	1.00	1.00	1.00
	46,800	46,800	46,800
第5段階 : 本人が住民税課税者で、合計所得金額が125万円未満の者	1.15	1.15	1.15
	53,800	53,800	53,800
第6段階 : 本人が住民税課税者で、合計所得金額が125万円以上200万円未満の者	1.25	1.25	1.25
	58,500	58,500	58,500
第7段階 : 本人が住民税課税者で、合計所得金額が200万円以上500万円未満の者	1.50	1.50	1.50
	70,200	70,200	70,200
第8段階 : 本人が住民税課税者で、合計所得金額が500万円以上の者	1.75	1.75	1.75
	81,900	81,900	81,900

第4期計画期間中の保険料設定の基本的な考え方

1 税制改正に伴う激変緩和措置の終了

国の激変措置の終了により、保険料が大幅に上昇する階層への配慮及び税制改正後に第1号被保となった者との均衡を図る必要があるため、所得段階に応じて、更に軽減を図ることができ仕組みとなったこと

2 現行4段階における収入額等が一定額以下の者(本人非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の者)に対する負担軽減措置

課税世帯に属する本人非課税者のうち年収80万円以下の者に対する軽減措置の実施

3 保険料段階全体の調整

被保険者の負担能力に応じたよりきめ細やかな段階の設定